平成２７年（フ）第１０３０２号
東京都足立区舎人６丁目９―15―406
債務者　北　　綾
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３０３号
東京都杉並区井草１丁目33―２―303
債務者　高瀬　久子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３０４号
東京都立川市羽衣町２丁目26―12―101
債務者　八島　祐輔
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３０５号
東京都大田区蒲田５丁目40―14―1102
債務者　河原木智行
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３０６号
神奈川県横浜市港南区港南台２丁目１―16―1215
債務者　松本　伶子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３１０号
千葉県市川市湊新田１丁目３―15―406　グランベール第２
債務者　吉村　憲子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３１１号
東京都台東区清川２丁目５―９
債務者　岩田　栄二
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３１２号
東京都練馬区南田中２丁目12―５―201
債務者　市川　理奈（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３１３号
東京都文京区小石川５丁目１―１―408
債務者　野村　知代
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３２１号
東京都文京区小日向４丁目３―13―117
債務者　八木　真仁
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３２４号
東京都小平市小川東町２丁目４―101
債務者　内田　裕司
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３２５号
東京都墨田区石原４―14―３―304、住民票上の住所東京都墨田区押上１丁目50―３
債務者　金山　大地
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３２６号
東京都昭島市玉川町１丁目７―３　公団アパート３号館217号
債務者　池原マリこと　イケハラ　ローラ　マリ
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３２７号
東京都新宿区上落合３丁目14―12　アーバンプレイス落合Ⅷ　105
債務者　長尾　康一
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３４０号
東京都葛飾区小菅３丁目14―18
債務者　齋藤　孝典
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部